

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
新エネルギー小委員会 買取制度運用ワーキンググループ (第3回)

日時 平成26年3月12日(水) 9:31~11:00

場所 経済産業省本館17階地下第1、第2共用会議室

議題 (1) 固定価格買取制度における回避可能費用の取扱いについて

(2) 固定価格買取制度における認定制度の在り方について

## 1. 開会

○山地座長

それでは、定刻を少し過ぎましたので、あと山内委員も間もなくお見えになると思いますので始めさせていただきます。総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会の下の第3回買取制度運用ワーキンググループを開催いたします。年度末でご多用中のところ、ご出席いただきありがとうございます。

まずは、事務局から資料の確認をお願いします。

○村上新エネルギー対策課長

本日の配付資料でございますが、配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、座席表、資料の1と2、それから、大部となりましたが、一応念のため前回までの資料をとということで参考資料1、2を配らせていただいております。資料2の方は、前回資料の正誤表になります。落丁・乱丁等ございましたら、会議の途中でも結構ですのでお知らせください。

## 2. 議題

(1) 固定価格買取制度における回避可能費用の取扱いについて

○山地座長

ありがとうございました。では、議事に入りますが、本日の議題、回避可能費用の取扱いと、それから認定制度のあり方、2つありますが、それぞれ説明していただいて議論というふうに進めたいと思います。

まず、最初の回避可能費用の取扱いですが、前回は少し私から申し上げましたけれども、資料を説明していただく前に基本的な論点をもう一度整理しておきたいと思います。

回避可能費用というのは、結局、再生可能エネルギーの電気の価値をあらわすもので、これは結局、電力会社の原価軽減分ということになるわけです。その中には変動費、燃料費主体の節約

分、それから固定費、設備費主体の節約分、それと追加コストと言われるものがあって、追加コストには周波数の安定化のためとか、あるいは大量に入ってくると余剰対策というようなことが考えられる。

それぞれのコスト要因は、再生可能エネルギーの種類によって異なるということがあります。大きく分ければ、太陽電池とか風力のように出力が自然変動するものと、それ以外の出力が安定している、あるいはある程度コントロールできるものとに分けられようかと思います。

まず、自然変動する電源については、変動費としては変動するものを調整するわけですので、基本的には火力燃料費を対象とするものが節約できるだろうと。ただし、自然変動電源にもある程度のキロワット価値はある。その部分は固定費、設備費の削減にもつながると。固定費、設備費が変更できた場合には、長期的に電源構成も変わりますから、変動費としても全電源の燃料費の変動部分のところで調整されるであろう。設備節約部分は、したがって、自然変動のものは割り引いたキロワット価値、それ以外の安定的に運用できるものはもちろん精査が必要ですが、節約分があると。

追加コスト、周波数安定化とか余剰対策ですが、これについては設備がだんだん入ってくる中で明らかになっていくというものであります。できるだけ今回は、これらを現時点で計算できる範囲で反映していこうというふうに私は考えていますし、議論もそういう方向になっていると思います。

したがって、追加コストに関しては、あるいは出力が変動する電源のキロワット価値に関してもまだかなり研究的要素もあるわけですが、キロワット価値はともかく、追加コストに関しては今後明らかになっていくところを見きわめて入れていくという考えで、したがって、今回は案の中に一つ追加しまして、自然変動する部分に対する考え方と、それからそうでない設備が節約できる部分と、この2つをちょっときちんと分けて評価しましょうと、そういうご提案を4番目の選択肢として追加しているところでございます。

という説明をいたしまして、まず事務局から回避可能費用の取扱いの部分についての説明をお願いいたします。

○木村省エネルギー・新エネルギー部長

それでは、資料1の前半部分でございます。その前に、資料2でございますけれども、前回の資料に一部不備がございまして、議論の大勢に影響はないと思いますけれども、不手際がございましたのでお詫びして訂正させていただきます。

資料1でございます。前半部分をまずご説明させていただきます。

3ページ、ご議論いただきたい論点といたしましては、まず回避可能費用の算定に関するオプ

ション、今のままがいいという考え方はもちろんあると思いますけれども、何らかの変更をするということを前提にいたしますと、これまでの議論を踏まえまして、また、今座長からございましたような話も含めて4つ対応案を提示させていただいております。順次ご説明いたします。

それから、これを具体的にいつからこの考え方を適用していくのか、政策変更に伴うコストが発生いたしますので、それをどのようにカバーしていくかという論点がございます。

まずオプションでございますが、対応案①は火力平均可変費を使うというものでございます。短期的な調整を重視するということで、火力発電の平均変動費というのをを用いるということでございます。実際、系統運用の現場では、北海道電力のプレゼンテーションにもございましたように、出力調整可能なさまざまな電源を使って変動に相殺、対応する調整運転を行っているということに対応するものでございます。

分単位の変動は、可変速水力、ガス、石油といった応答性の高い電源を用いる、やや中期の変動対応といいますと、上記に加えまして石炭火力なども用いて、それに置きかえていくということになるというご説明でございます。

短期の調整に焦点を当てれば、これ非常にわかりやすいといいますか、実態に近いというご評価があり得ると思いますが、ただ、他方、削減可能な固定費というのを評価するという局面においては、一部足りないところもあるというふうにも考えられるということでございます。

また、考え方としては少し違うとは思いますが、卸電力取引所の市場価格を用いるというものでございますが、これにつきましては、今まで現状これを採用するというご指示は余り見られないとは思っておりますけれども、いずれにしても現在の時点でこれをすぐに採用するというのは難しいのではないかとということで書かせていただいておりますので、ご指摘、ご批判をいただければと思います。

次に、対応案②でございます。

先ほど座長からもございましたように、固定費が一定の評価ができるようになったということで、長期的な調整を重視して、固定費を新たに参入するという考え方でございます。2012年度以降、太陽光、風力の一部につきまして供給力の評価が始まりまして、また、買取りは10年、20年という長いスパンで義務づけられるということを考えますと、やはり再生可能エネルギーの導入に伴いまして電力会社の発電設備にも影響を及ぼすということになるということでございますので、現行の回避可能費用に全電源で見た固定費を加えるというものかと思っております。

キロワットアワー分全体が設備の押し分けの効果を持つわけではないということでございますので、供給力換算をしなくてはならないと思っております。太陽光発電につきましては、需要の大きい上位3日の日射量を過去20年分集計して、このうち下位5日の平均をとる。それから、風

力発電は、利用可能な実績データをもとに下位5日の平均をとる。水力発電につきましても、下位5日の平均等ということでございます。

これにつきましては、長期的な調整を重視するものでございますけれども、可変費の評価が全て全電源で形成されるということについて、何がしかのご指摘、ご批判という余地があるのではないかとこのように考えてございます。

それから、次に6ページでございますが、長期と短期の組み合わせにつきましては、国内クレジット制度のCO<sub>2</sub>排出原単位の算定方法等につきまして前例がございます。これと全く同じではございませんけれども、基本的に初年度、要は買取対象となつてすぐには再生可能エネルギーの挙動というのはなかなか分からないので、それを把握するためには1年ぐらい例えばかかると考えて、その間は短期的な調整が可能な火力電源等で調整が行われているとある種見直すという考え方、その後は、その他の設備の停止、あるいは設備形成への影響というのが見られるということをお前提に、供給力評価を受けた固定費と全電源の可変費というものに置きかえていくという、いわばハイブリッドな組み合わせの考え方でございます。

これが固定価格買取制度の下での再生可能エネルギーの導入による回避可能費用の実態に合っているかどうかということにつきましては、検証が必要かもしれないと思っております。

それから、7ページでございます。

先ほど座長からもご指摘いただきまして、私どもとしてもいろいろと考えて一つの案としてお出しをしたものでございまして、再生可能エネルギー電源を、地熱、バイオマス及び太陽光、風力、水力の供給力評価を受けた電源部分、非変動性の再生可能エネルギー部分というものと、燃料費の削減にのみ資する、要は設備形成に直接影響を及ぼさない部分ということでの太陽光、風力、水力も一部あるということでございますけれども、そのうちの供給力評価を受けられない電源部分、変動性の再生可能エネルギー電源に分けて、それぞれの特徴を踏まえて整理をする考え方でございます。

再生可能エネルギーの導入によって、例えば下のイメージの例ということを見ていただきますと、もともと100の供給力があつたものが10押し出されて90になるということになりますと、その90の部分というのは、最終的には90の中で全電源の構成を見ながらバランスのとった運転をするということだろうと思ひます。そうなりますと、押し出した10の部分というのも全電源である種バランスになるということだと思ひます。

したがひまして、供給力の削減分は全電源の平均固定費で見るとということございまして、設備形成に影響を与える非変動性の再生可能エネルギー、この中には供給力評価を受けた後の太陽光、風力、水力も入るわけでございますけれども、それについては全電源の固定費をまず置くと

いうことでございます。当然そうやって形成された設備を使って運転するわけでございますので、その可変費についても全電源の可変費というのが、置けるのではないかとということでございます。

他方、そういう評価を受けられない変動性の再生可能エネルギー電源の部分につきましては、設備形成に影響がございませんので固定費については評価できないと。他方、その調整というのは短期的な調整が行われているということで、火力平均の可変費を用いるというものでございます。物の考え方として整理をさせていただいておりますので、本当にこれが実態として近いのかどうかというのはある種のきめの問題になるようなところもございませうけれども、こういう案も出させていただいたので、あわせてご評価を賜ればというふうに思っております。

それから、最後8ページ、適用範囲でございます。

回避可能費用の算定方法の見直しに当たりましては、やはり電気事業者の予見可能性を確保する、それから、当然電気の需要家との調整、規制料金部門においては電気料金の改定等のコストが必然的に発生するというのもございませうので、回避可能費用がある意味電気の仕入れ値に当たるわけでございますので、政策変更による上昇分というのは何らかの形で回収がなされないといけないだろうということでございます。

方法として2つ、ここではご用意させていただいております、1つは例えば1年など猶予期間を置いて、その代わり過去に契約し、買取りを開始したものを含めて全てに適用するという考え方でございます。例えば、1年など猶予期間を置けば、基本的には需要家との関係の処理が終わるのではないかと、そこは想定のもとでのものなんですけれども、それが果たして妥当なのかどうかというご議論というのはあるのかなと思っております。

それから、②でございませうが、新たに買い取る、あるいは認定を受ける設備からの電力について適用するということございませう、そもそもこれまでの既存の買取分といいますのは、仕入れの原価につきましては、過去の考え方で将来にわたってその予定をしているということが一応考えられるということございませうので、これについても一つの整理学としてはあるのではないかと、というふうに思っておりますし、事業者の予見可能性の問題、あるいは転嫁の可能性等々考えると、これも一つの方法として考え得るのではないかと、思っております、これについてもご議論いただければと思っております。

これにつきましても、中身では運転開始のベースでとらえるのか、認定をベースでとらえるのかという議論もございませうけれども、やはり電力会社にとって今後の需要家との関係の調整等につきましても、予測不能なものが入ってこないという意味においては、認定のベースというのが私どもとしては予見可能性のレベルからいうと高いものがあるのではないかと考えておりますが、

その点につきましてもご批判をいただければと思っております。

とりあえずは以上でございます。

#### ○山地座長

ご説明ありがとうございました。

それでは、今からこの議題について自由討議をお願いしたいと思います。いつものことですが、ご発言をご希望される場合にはネームプレートを立てて意思表示をしていただければと思います。

私が聞いているところでは、本日、山内委員と崎田委員と岩船委員が途中で所用ということですからできるだけ優先したいと思いますが、まず岩船委員、どうぞ。

#### ○岩船委員

ありがとうございます。今回出てきた対応案④というのがかなり重視されているように私は思ったんですけども、私は余りこの案には賛成ではございません。全電源平均可変費プラス固定費というのが本当に合理的なのかと考えると、長期を見てそれが妥当というのは少し疑問であると思います。

まず、具体的な内容でいいますと、例えば7ページで、太陽光の供給力換算した分を全電源平均可変費プラス固定費、これで見ると言っていますが、この分はバイオマスや地熱と違って変動しないわけではなくてピークとのマッチングが3割、例えば太陽光で3割とれたというだけであって、変動する部分であるということには変わりがないと思います。ここに一つ矛盾があるかなと思います。

ただ、長期にわたって評価するという意味で、例えばある将来断面1点だけをとればこういう考え方もありなのかなとは思いますが、今から長期にわたってだんだん累積的に入っていく平均的な何を代替するかと考えると、やはり火力というのが私は妥当ではないかと思います。長期に見ても、再生可能エネルギーが電源構成のうち半分まで入るとかであればまた違うでしょうが、将来的に原子力まで削ることになると言われると、それはよっぽどの量が入らない限りは難しいのではないかなと思います。

そう考えた場合、今後需要が伸びないですし、ある程度の再生可能エネルギー分までは削減できる電源は何かと考えると、既存電源をリプレースしていくLNG複合、これぐらいが妥当なのではないかなというふうに思います。ただ、事情は電力会社ごとによって違うので、だからこそ私は計算すべきではないかというふうにお願い申し上げた次第です。

決めの問題だというようなご説明があったんですけども、今後継続して筋の通った議論をしていくためには、いろんな解釈を積み重ねればこれが正しいと言えることは言えるかもしれないのですが、そういうやり方ではなくて、まず短期的に来年度の制度が必要であれば、短期的に火

力平均でいきましょう。その後、1年かけてどうせ経過措置みたいな期間もあるわけですから、きちんと計算していく。電力会社ごとに、計算できる数字だと思うので、私はそういうようなやり方もあるのではないかなというふうに思います。

あと1点お願いしたいのは、これは報告書として取りまとめるのであれば、今なぜこの回避可能費用を見直すのかというところをきちんと説明をつけていただきたいと。とても急いで制度を変えようとしている感じがあって、なぜ今なのかというところが、単に自然エネルギー財団の提言を受けてというのでは弱いと思いますので、こういった大事な議論であるとするれば、まずなぜ今変えなければいけないのかというようにところを整理した上で議論していただきたいなと思いました。

以上です。

○山地座長

ありがとうございます。

他にご発言ご希望はございませんでしょうか。

山内委員、どうぞお願いします。

○山内委員

私は、前回欠席いたしまして大変失礼いたしました。前々回に、再生可能エネルギーの出力変動についてどういうふうに対応しているかというお話が電力側からあったわけですが、その説明を聞いて対応というのが短期的といいますか、特定の電源だけで行われるのではなくて、発電施設全体に及ぶものだというのが一つ私の理解であります。

それから、それ以外にも、これは自然エネルギーといいますか、再生可能エネルギーの変動に対する変動だけではなくて、電力会社が電源変動にどういうふうに対応しているかというようなことについて以前伺ったことがあるんですけども、例えばそういうときに揚水の発電についてはもちろん使うわけだけれども、揚水の発電の元になる汲み上げの電気というのは、深夜のベース電源を使っているという話も聞いたことがあります。そうすると、再生可能エネルギーの出力変動に対しては特定のものではなくて全体で行うという理解でいいのかなとふういうに思っています。もしそうだとすると、短期的に見れば短期原価費用みたいなものを計算すればいいわけだけれども、必ずしもそれだけではなくて、例えば火力にしても既存のものを残すか残さないかという限界的な判断とか、そういうことがあらわれてくるわけで、そうすると、基本的に私は限界費用を長期で見える方が正しいんじゃないかというふうに考えています。

そういうふうを考えていたんですけども、今日座長の方からご説明もありました、要するに短期と長期の差というのはここでは固定費を入れるか入れないかと、これはある意味での近似だ

けれども、そういう形で入ってくるんだけれども、もし固定費を入れるんだらどう入れるかという、そういう判断の中で対応案③と④というのがあって、③の場合は、時間的な経過の中で固定費をどう考えるかという理解になりますし、④の場合は、ある意味では供給計画というか、供給力の評価という形でその固定費を入れるか入れないかということになっている。

私は専門家じゃないので詳しいことは分からないけれども、固定費部分をどう入れるかという考え方としては③と④のうちだと④の方が合理的ではないかというふうに思っています。時間的に区切ると、本当にそれで固定費部分というのが変化するのかどうかと一律的には言えないわけで、ある意味では確かにシミュレーションしてみないと分からないけれども、供給評価の中に入っている部分と入っていない部分というのはある程度固定費部分の役割と違うわけで、そういうところで④が良いのかなというふうには考えます。

ですから、この対応案①から④の中で、④が今の論理的に言えば、私の知識内で言えば妥当ではないかというふうに考えています。

それから、適用の範囲ということですが、これ前々回私、出席したときに主張させていただきましたが、基本的に現状から出発するので、フィージビリティは重視すべきだと思っていて、どちらの案がということであるとBになるのかなと考えています。

以上です。

○山地座長

ありがとうございました。

それでは、崎田委員、お願いいたします。

○崎田委員

ありがとうございます。私も少し早目に失礼するので手を挙げさせていただきました。

それで、私自身は国民というか、市民の目線でこのワーキンググループに入らせていただいでいて、最初やはり制度の信頼性を考えれば、内容にはいろいろなご意見があろうとも、やはりある程度じっくり見直した方がいいのではないかというふうに考えておりました。ただし、このところワーキンググループでのご専門家のご発言を伺いながら、全電源の費用の平均という今のやり方に関しては非常に違和感があるというご意見の方は大変多いということで、ある程度制度の納得感を高めるために、関係者の皆様が納得するやり方で見直していくこと自体は、逆に信頼性を高めるためにやっていただくということは必要なのかなというふうに思ってきております。

そういう視点で、できるだけご専門家の意見が分かれないうにしていきたいなと思ったんですが、いろいろな今ご意見があって、私自身今回出ている案の①、②、③、④を拝見すると、①も②も短期か長期かというのはやはりどちらかの意見をという話になってしまい、①と②の両

方の視点をきちんと入れた中で、より納得感があるように作っていくというのが今回すごく大事だというふうに思っています。それを考えれば、私も対応案の④の方が私には理解しやすいというものでした。

どういうことかという、実は今回私が制度を納得感のある範囲でなら見直してもいいんじゃないかというふうに自分なりに納得したのは、最初の仕組みを作っているときには再生可能エネルギーに対する評価がきちんとできていなかったけれども、大量導入されてその辺の非変動性の部分がきちんと見えてくるようになったというお話を伺ったときに、非変動性と変動性の部分を切り分けてきちんとそういう数字が出てくるのであれば、非変動性の部分にきちんと評価分を入れて固定費も入れていくという、その辺が私にとっては非常に分かりやすい切り分けだったというふうに感じます。

ですから、今出ている案の中では、私は④の方が社会の納得感はあるのではないかというふうに感じました。

それで、次の適応範囲のところなんですが、私は、固定価格買取制度の下でこの一、二年取り組んでこられた方にとって、制度の変更に対する混乱が少なく、信頼感が維持できて、できるだけ変更コストが少ないというようなことで私は考えていただきたいというふうに思っております。

そういう視点から考えると、私も切り分け方から言えばBの方が制度の信頼感は続くのではないかというふうな印象で今日の資料を拝見いたしました。よろしく願いいたします。

○山地座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。今回対応案を4つ示していただいたんですけども、まず初めになんですが、これまでの制度について、本当に実態の運用と制度との間に乖離があるのではないかと、ところのご指摘から回避可能費用の見直しの議論というのは始まってきたというふうに認識しています。ただ、実態の運用というのは、結局、再生可能エネルギーがどういうところへ立地しているとか、どういう形で系統と連系しているとか、ある意味いろんな場合なり状況なりが異なり得る話なので、そういう意味でいうと実態に完全に制度を合わせていくというのはほぼ不可能な話なんだと思います。

そういう意味でいうと、ある程度全ての再生可能エネルギーにかかる形で、あるいは再生可能エネルギーの種別にかかる形で一定の割り切りというか、決めを打っていかなくちゃいけないと、それを決めるのが今回のワーキンググループという場なんだろうと思います。

持続可能な形で再生可能エネルギーを導入していこうと、それも予見性がある形で導入していこうというのがそもそもの本旨であると思いますし、とりわけ再生可能エネルギーを今後の新しい電源として育てていこうということでもありますから、その供給力という形で勘案すると。実際に供給計画でも勘案されているということですが、そういうふうな考え方というのはしっかり根づかせていくと。そういう意味で、今回キロワットの評価、つまり固定費をお考えになるという案が幾つか出ていますけれども、私それ自体は良い考え方なんじゃないかなと思います。

その上でですが、もし現行制度を変えらるれば、変える際に視点が幾つかあると思うのですが、まず大まかにいって2つ視点があると思っていて、1つは正確性といいますが、正しく実態を反映しようとする点。もう1つは、単純性。要するに、誰もが理解できる単純な形であるべきだと。この2つは厳密には両立しないんだと思うんですけども、この中でどうバランスしていくのかということなんだと思います。

単純性を重視すると、しかもこれまでの継続という観点で言えば対応案の②というのは、これまでの考え方に供給力の考え方を加えていくという意味で極めてシンプルな考え方なんだろうと思いますし、実務的にも、供給力をどう勘案するかということは実務的には詰められるんでしょうけれども、今の原則からすると一つの考え方なのかなと思います。

ただ、当然再生可能エネルギーはいろいろ電源種別に特徴がありますから、その特徴ごとに違うんだということをより正確に反映したいということであれば、これは対応案の④になると思います。

そういう意味で、私には対応案の②と④というのは大まかに同じ方向を向いているんですけども、どこまでこれを詰めて考えていくのかというふうなところで考え方が違ってくるのかなと考えています。

そこで個人的には②と④でどっちがいいかというのは皆様の、特に今後の制度運用を担っていらっしゃる方々のお考えというのは重要なのかなと思っています。

適応範囲については、激変的な影響があるような形というのは、なかなか特に既存の事業者の方及び契約している方にも大きな負担を与えることになりかねないので、ある程度激変緩和の措置というのは必要なんじゃないかと思っています。

以上です。

○山地座長

ありがとうございます。

それでは、松村委員、お願いします。

○松村委員

まず、座長が前日も、それから今回も正しくご指摘いただいたのだと思うのですが、回避可能原価の算定は、ある種の決めでやるものだと思いますので、100%完全に正確なものを選ぶわけではない。①から④まで、どれも一長一短あり、どれも文句をつけようと思えば文句はつけられるわけですが、より合理的だと思われるものは何かということを考えるべきです。私は①から④までそれぞれ理屈はつくし、それぞれ問題点はあるし、しかしどれを選んでも現行制度よりは明らかに改善になると思います。

対応案④に関して、恐らく問題になるのはキロワット価値を認めた場合に、既存の電源の調整がどう行われるのかということについて、岩船委員が正しくご指摘いただいたわけですが、この想定が本当に正しいか議論の余地がある。長期にどのような調整をするかに関しては、100年戦争という大げさですが、他の文脈でもさんざんもめてきた点です。岩船委員がおっしゃったことは、重要で正しい指摘だと思いますので、私はちゃんと記憶しておきますが、少なくともあそこに座っているお二人の方は絶対に反対されると思います。ずっと続いている議論からすると、どう調整するかは分からないので、今までもベストミックスで電源を構成してきたし、これから新たなものが入ってきたとしても、同じように残りの部分はベストミックスでやり、その割合がどう変わるかわからないので、今までのミックスを維持しながら同じ割合で縮小するということだって、絶対にはないとは言えない。この想定なら④は正当化できる。こういう議論が出てくると、もう收拾がつかなくなる。今回は、一番正しいやり方として④が出てきたのではなく、一応決めとして、まずこれをやるという提案だと思います。その後、岩船委員などのご研究によって、より合理的な設備調整の姿が明らかになれば、将来その部分に関して差し替えることを含んだ上での、④の提案だと理解しております。これが唯一絶対正しいのではないとしても、一番わかりやすく、シンプルな調整として、まずこれで考えるということだと思います。その意味で、私は、④は選択肢となり得る程度には、十分合理的だと思います。

同じく①、②でもそれなりの理屈はつくと思います。少なくとも、現状維持するというよりは、どれをとっても改善になると思いますから、ここは決めで、皆様のご意見で決めればよいと思います。いずれにせよ私は④が変だとは思いませんでした。

それから、制度を変えるときにちゃんと説明せよというのに関しては、全くその通りだとは思いますが、しかし私は変えない、こんな不合理な制度を変えないということは、非常に無責任で、もし変えないとすれば、同様にあるいはそれ以上に説明が必要だと思います。もともと現行の制度を入れたときに、すごく変な制度が入ったわけですが、この変な制度に対して、一応それなりに説明はしたわけですが、その説明したのと、少なくとも同程度には説明しなければいけないとは思いますが、どの案をとるにしても、前の制度よりはるかにましな、理解可能な、ま

もな制度だと思しますので、以前した以上に物すごく丁寧に説明しないと、なぜ変えるのかという  
ことについて説明が足りないとは、私は思いません。

以上です。

○山地座長

それでは佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

佐藤でございます。

回避可能費用の本質から考えると、現実再生可能エネルギーが入ることによって、原価的に減った部分というところですので、私はやはり短期の調整を考えるというのが、この回避可能費用についての本来の考え方だと思います。再生可能エネルギーの促進というのは、買取制度全体ですべきであって、この回避可能費用を、いろいろと長期的な要素を加えて考えすぎると、何か全てがよく分からなくなってしまうと思います。

そうしますと、現実回避可能費用として、一番事実に近い数字を、私は選ぶべきではないかと思えます。対応策①と対応策④が、どちらが現実の費用に近いのかというのは、正直言って私にはわかりません。それで、今日の資料で私が非常にわかりにくいと思うのは、対応策①なら幾ら、対応策②なら幾ら、対応策③なら幾らという、そういう数字がないことです。どの対応策によってどのぐらい、具体的にどういう計算がされて幾らになるのかという対比がないので、現実に近いのかどうかよく分からないという気がします。

同じように、激変緩和についても、例えば対応策④をとったならば、どのぐらいの回避可能費用が、例えば減るのか、増えるのか分かりません。また、それによって電力会社には大きな影響があるかという、そういう金額的な試算がない。それから、今まで導入された再生可能エネルギーがどの程度あるのかということもよく分かりません。例えば8ページの記載ですが、単純に新規申し込み分と既存申し込み分と書いてありますけれども、既存申し込み分の年度ごとの伸び率、また新規の申し込みの予想される伸び率、これが数字としてないものですから、全体に、金額的にどういう影響を与えるかということが非常に分かりにくいと思います。激変緩和が必要であるというのであれば、どういうふうに数字的に激変するのか、また緩和措置によりどの程度の差が生じるのかということを示していただいた方が、分かりやすいと私は思います。

それを前提にお話ししますと、私は実はこれを最初に見たときには、やはり資料1の3頁記載に記載されている対応策の④が一番現実に近いのではないかと思いました。しかし、7ページを見ると、供給力が100%から90%になったときに、7割を火力平均可変費、3割を全電源平均可変費と全電源固定費で考えるというのですが、これは具体的にどう計算するのか、私には分かりま

せん。計算の具体例が数字で記載されていないと、私にはなかなか理解しにくいです。国民にこのチャート全部で説明するというのも、もともと難しいことだと思います。やはりシンプルなのは対応策①であり、どう考えてもシンプル・イズ・ベストではないかなという気がしております。

適用範囲については、新規申し込み分が相当増えるということであれば、Bでもいいと思いますけれども、既存がかなりあるという前提だと、Bでは制度を見直したということになりませんので、私はやはりAが分かりやすい。ただ、その場合どのぐらいの変化が起きるかということがよく分からないのが私の印象であります。

以上です。

#### ○山地座長

ありがとうございます。

数値的な試算というのは、優秀な事務局ですから、当然ある程度やっているんでしょうけれども、いろいろ仮定が多分必要ですよね。それを踏まえた上での整理をされているというふうに、私は理解していますけれども、ある程度回答ができるのであれば、後でちょっとお願いしたいと思います。

では馬場委員、お願いします。

#### ○馬場委員

ありがとうございます。

いろいろ3回議論してきたわけですがけれども、先ほど松村委員がおっしゃったとおり、どれをとっても多分一長一短あって、どれも100%正しいとは僕も言い切れないと思うので、これは最初に座長がおっしゃったとおり、今後少しずつやはりリバイスしていくという、やはりそのステップというものをちゃんと入れた形で、報告なら報告を書いていただければなというふうに思っております。

それから、簡単な方が良いという議論もあつたんですけども、すみません、私自身はやはり、再生可能エネルギーの出力変動への調整は非常に複雑な運用をしなくちゃいけなくて、非常に、やるとなったら複雑な問題であると思います。ですから、余りなかなか説明しにくくて、私が言っていることも多分なかなか理解していただけないとは思んですけども、それなりに、それでもやはりもう少し整理をすると、変動するものと変動しないものというのはあるでしょうし、そういったことまで考えた上で、あともう一つ、やはり短期の変動ということも入れるということであれば、対応策④というのは、私自身は結構妥当かなとも思いますし、それからあと、これは決めの問題ということで、私自身はもう今回だけということではなく、今後も継続的にこれは見

直していかなければならないのかなと思うと、少しずつ前進させるという意味では、②でもいいのかなという気もしなくもないので、皆様のご意見に従いますけれども、②でも④でもいいかなというような気はしております。

ただ、やはり先ほど、一番最初に岩船委員が言われたように、本来であれば、やはりきちっと研究を、ある程度期間をかけてやって、ちゃんとしたエビデンスを出して、それでやらなくてはいけないのかなと。ただ、それを1カ月でやれと言われるのはちょっと無理な話かなと思うので、これはまた、やはり課題点としてはきちっとそういうようなことまで、ある程度視野に入れた形で今後いろいろ考えていくというようなことを書いていただければいいのではないかなというふうに思いました。

それから、適用範囲についても、これはやはり先ほど大橋委員の方からも話がありましたけれども、やはり大きなショックというのは余りよろしくないかなと思うので、それでAかBかという案ですけれども、お薦めというようなことであれば、お薦めとして何か出てきているものとしてはBの方なのかなというような気はしております。

以上、簡単ですけれども、私の意見とさせていただきます。

#### ○山地座長

ありがとうございました。

これで一通り、委員の方から意見があったわけですね。

伺っております、それぞれごもっともという感じを受けました。ただちょっと、岩船委員が言われた、自然変動電源の自然変動を調整するのが短期という認識もありましたけれども、恐らく長期的にも、自然変動するものの調整が、基本的には火力であるというのは、恐らく現実に近い話。ただ、山内委員が言われましたけれども、揚水で調整するところもあって、揚水の原資は何かということになると、また違って来るわけですよ。このあたりをきちんと計算するのは本当に研究者の世界で、馬場先生とか岩船先生に今後、追加コストのところも含めて、こういう自然変動の調整がどう行われるのか、多分研究ですから、どうすれば最も効率的か、最も良いのかと、そういう計算でしょうけれどもよろしくお願ひしたいと思います。ただ、現実には今運用されている制度ですから、今後の研究に期待する部分もある程度踏まえた上で、正確性と先ほど言われたシンプルさというんですか、そことの兼ね合いで決めなきゃいけない。そこは恐らく共通の認識かと私は理解しております。

委員から一通り意見が出ましたので、オブザーバーの方からもご意見をお願ひしたいと思いますが。

ではまず、明田様。

○明田オブザーバー

発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

まず、オブザーバーでございますので、この案云々ということよりも、少し述べさせていただきますけれども、今、皆様方からのご意見をお聞きしていますと、やはり、何とはなしに皆様お感じになっているのは、時間が足りなかったんじゃないかと、こういうところはお感じになっているのかなというふうに思いました。これは私どもも、前回、前々回と慎重なご議論をお願いしたいということは申し上げたところでございますけれども、同じような感覚を持ってございます。

ただ、世の中から突きつけられている事情の中で、この中でやらなきゃいけないという事務局のご事情ということだと思っておりますので、そこはそういうことだと思っておりますが、そこはちょっと、少し不足感が残らざるを得ないのかなという気はしております。

それと、今やはりご意見を聞いていて出てきたお話かなと思っておりますけれども、こういうさまざまなご意見がある中で、今回、何がしか、一番確からしいものに決めに行くと、こういうことの中で、今後見直しというようなご意見もありましたけれども、私どもやはり、平成28年4月から電力システム改革を迎えるというふうなことでございまして、そのところでも、やはり回避可能費用のあり方というのは改めて検討が行われるというふうに考えてございます。そうしたところでは、やはり制度の在り方、そうした全体とも見据えつつ、ぜひ丁寧に時間をかけてご議論をいただけるとありがたいと思っております。

それと、今ちょっと適用範囲の話がございましたけれども、先回も申し上げましたけれども、極力変更による影響を少なくしていただけるとありがたいというところでございます。

以上でございます。

○山地座長

それでは、エネットの谷口様、お願いします。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。エネットの谷口でございます。

今回の整理の中で、特に適用範囲におきまして、現行制度を前提として契約や投資ということを行った案件に対してご配慮いただいていると思います。非常にありがとうございます。

これまで多くの委員の方からもございましたが、事業者の予見可能性との整合性という観点から、設備認定を対象として、Bの新たに買い取る電力から適用という方をお願いできればと思います。

見直し後の回避可能費用の算定方法についてですけれども、我々としては委員の方々が決められたいずれかの意見、案になったとしても、それを当面の措置ということで受けとめて、引き続

き供給力の一部として活用できるように努力したいというようには思います。

一方で、佐藤委員からございましたように、本日はそれぞれの案に対応した見直し後の価格の影響というのが示されておきませんが、見直し後の価格を採用したことによって、新電力が供給力として活用できなくなって、競争に影響が出ていないかであったり、新電力への売却を前提として再生可能エネルギー投資というのを検討していた発電事業者が、計画を取りやめるということで、再生可能エネルギー普及に影響が出ていないかといったような観点からもフォローをいただいて、状況に応じて固定価格そのものの見直しのタイミングとあわせて改善措置を検討することも考えていただければということをお願いさせていただきます。

ありがとうございました。

○山地座長

では、日本風力発電協会の塚脇様、お願いします。

○塚脇オブザーバー

日本風力発電協会の塚脇でございます。

4つの案でございますけれども、それぞれ考え方に納得するところもありますし、違うかなと思うところもあります。私は委員ではございませんのでそれについていちいち言いませんけれども、そもそも固定価格買取制度は自然エネルギーの導入促進のための制度でございます。この制度のポイントというのは、売り手にはコストアンドフィーで成り立つような価格設定をしてあげましょうと。それで、買い手である新電力様でありますとか、既存の電力会社様に対しても、買って、それで十分やっていけるような価格にしてあげましょうと。その価格が回避可能費用と呼ばれるものだと私は思っておりまして、その間のギャップはサーチャージと呼ばれるもので、国民負担で賄いましょうと。なので、この3方がともに納得できるような価格であればそれで結構だとは思っています。今日、さっき佐藤委員がおっしゃられましたように、数値がない中でどの案が考え方として正しいのかということではなくて、3方が納得できるような数値がないと、議論ができないんじゃないかなと思っております。

例えば、売り手の我々には納得できる案であったとしても、買い手の新電力様、隣のエネット様とか、電事連様の方で、こんな価格で買ったらとんでもないということになったら、当然のことながら再生可能エネルギーの導入は進みません。法的に義務で買わせると言っても、この法律自体、2020年までの時限立法でございますので、そんなに長く続かないかもしれない。設備投資をするに当たって3年とか4年の計画をして、我々はやっておりますので、こんなに高い価格だったら買わないよというふうに言われるような設備投資はもうできなくなります。このあたり、買い手にもメリットのあるような価格という観点からも見ていただければありがたいと思

ます。もう一点だけ言わせていただきたいと思います、もしこれで、既存の激変緩和措置の中にございますけれども、既存の契約をしている電力会社様等の実質的な買入れ価格である、回避可能原価が急に上がってしまうということはどういうことかという、北海道電力様や東北電力様の様に、今まで苦勞して、風力発電を受け入れていただいている電力会社の買入コストが一気に上がって、北海道電力様や東北電力様に大きなダメージを与えることになります。自然エネルギーをたくさん入れたところほどダメージをうける。そこは分かっていたきたい。そうすると結果的には電力会社はもうこれ以上は要らんという話になってしまいます。買い手にとって北風政策ではなくて太陽政策みたいな形の考え方も少ししていただけないかなというふうに感じました。

以上でございます。

○山地座長

ありがとうございます。

議題1については一通りご発言をいただきました。

委員の皆様のご意見では、もちろんいずれにしても一長一短なんだが、対応策としては④を支持する方が多かったように思いますし、適用範囲については、AとかBとかいう言い方もありましたが、Bの方ですかね、そちらの支持を言われた方が半分以上居られたように思います。

数値について、幾つか必要だという話があるのですけれども、事務局から何かご発言いただけますか。

○木村省エネルギー・新エネルギー部長

数字も出さずに抽象的な議論をお願いしてしまいまして、本当にそこは申しわけないと思っております。

これは、諸元の設定が非常に難しく、責任を持った数字を、平場でお出しするというのが難しいという事情がありますので、お酌み取りをいただければと思っております。

その範囲内で何がしか申し上げるとすれば、回避可能費用について、これはものの考え方として、必然的にそうなるということに、やや近いのですけれども、回避可能費用の上昇分が一番小さいのは、恐らく計算上対応案②だと思います。その次が恐らく対応案③じゃないかなと思っております。

あとは火力平均を基本的に変動費ということで対応案①、それから対応案④というような感じになるのですけれども、それ自身そんなに、どれによってすごく劇的に違うというほどの差というのがどれぐらいあるかというのは、詳細な試算をしてみないと分からないというのが実態かと思っております。

他方、それはそれとして、何がしか回避可能費用が上昇するということはあるわけでございま

す。仮に対応案の①から④、どれを採用してもです。その場合はやはり適用範囲をどういうふう  
に区切るかということが、やはり実態を見ながら円滑に新しい考え方に移行していく上では非常  
に必要なことだというふうには思っております、これにつきましては、我々側としても、今日  
いただいたご指摘も踏まえまして、さらに検討を進めて、まさに実務の混乱でございますとか、  
あるいは何がしかそれによって意図せざる見込みといたしますか、そういったものが不都合な形で  
起きないように、ちょっと留意をしたいというふうに思っております。

適用範囲につきましては、8ページで見ますと、一定の猶予期間を置くことで、事業者が新しい  
制度に、余裕を持って移り変わることができるかどうかということに、やや不安があるので、B  
というような案をあわせてご提案をしているということでご理解をいただければなというふうに  
思っております。

その中で責任を持ってやはり考えるのは、制度を運用する側の責任ということに、もちろん一  
義的にはなってくるように思っております。

それから、最後に、オブザーバーからいただいたご意見で、いずれにしても再生可能エネルギ  
ー特別措置法自身は時限立法ではございません。これは、抜本的な見直しという条項がございま  
すけれども、2020年度をもって例えば終わりというようなことが法律上予定されているわけでは  
ないということは、これははっきりとまず申し上げておきたいのと、それから基本的に買取自身  
は、さまざまな、例えば買取あるいは接続について拒否できる場合というのは、明定はされてお  
りますけれども、基本的には義務であります。再生可能エネルギーの買取義務が無ければ実際は  
買わないよみたいな事態というのは、そういうことをしていい、悪いという問題とは別の形で  
きちんとけじめをつけなければいけない話だと思っております、そういうところに実態的に影響  
があるから、やはり回避可能費用の見直しは都合が悪いというのは、世の中的にはなかなか通ら  
ない説明になってしまうので、そこは我々、逆に言うと、しっかり別の面で、まさに北風と太陽  
じゃございませんけれども、再生可能エネルギーの導入というのは、固定価格買取制度だけで  
なくて、さまざまなやり方で進めていかなければいけないということで、逆に言うと宿題を賜っ  
たということで理解をさせていただければなと思っております。

## (2) 固定価格買取制度における認定制度の在り方について

○山地座長

ありがとうございました。

議題1については、大体委員の皆様のご意見の動向が分かりましたので、議題2の方に進みた  
いと思います。

よろしゅうございますか。

議題2は固定価格買取制度における認定制度の在り方でありまして、まず事務局から、資料1の後半のご説明をお願いしたいと思います。

○木村省エネルギー・新エネルギー部長

それでは、続けてご説明させていただきます。

先ほどの資料1でございまして、10ページに論点を簡単にまとめさせていただいております。

これらの論点は詳細が順次続くスライドに出てまいりますので、飛ばさせていただいて、次に進めさせていただきます。

まずは土地及び設備の確保について、時間的制約を設けるべきではないかというようなことについては、前回のご議論でも、基本的には多数と言いますか、支持をいただいているということで考えてございます。したがって、ご支持いただいていることの確認でございますけれども、一定の期日以内に土地及び設備の確保が終了するというを、明示的に求めるというような形、すなわち前回のオプションですと、認定時に耳を揃えてと言いますか、土地及び設備の確保を求めるという案、それから運転開始時に、むしろ価格を決定するという案というのをお出ししたわけでございますが、そうではなくて、一定の期日以内に、土地及び設備の確保が終了するというを明示的に求めるということでよろしいかという確認でございます。

その場合の残る論点としては、どういう形で実現するのか、一定の期日をどの程度の長さとするか、具体的にこういうことを求めていく運用をどういう範囲でやるか、適用範囲と言いますか、そういったことが論点になるということでございます。

次のページでございますが、一つは適用価格をスライドさせるのか、あるいは認定を失効させるのかという問題がございます。土地及び設備の決定というのが、認定要件、省令でございますけれども、明示的に書かれているということで、これが失われるというものにかかわる措置である以上、基本的にはその確保ができない限り、認定の失効というのが制度本来の趣旨ではないかというふうには思っております。この場合、2通りやり方としてはございまして、今私どもが実務として対応しているのが、いわゆる取り消しという形、法の第6条第6項という条文を使いまして、将来に向かって認定の効果を覆滅させるというものでございます。

それとあわせて、一つ考えておりますのは、一定期間内に土地及び設備の確保ができないことを、いわば解除条件、もともと認定に付款をつけるということにして、一定期間内に確保できない場合には自動的に認定の効力を失わせるということによって、予見可能性を高めるということと、それから行政コストの削減という、ちょっとこれはうちの事情でございますけれども、そういったこともあわせて実現できるのではないかというふうに思っております。

下に表でまとめさせていただいておりますが、実はこれは認定をする、しない、あるいは効力をどうするかということと、もう一つ考慮すべき事項として、系統連系枠への影響がございまして、適用価格の変更ということになりますと、特定供給者としての地位というのはそのまま維持をされるということで、系統連系枠への影響というのは、系統連系枠をどかせると言いますか、それは基本的に先着順で、先着枠みたいなものがあるわけなのですけれども、その解除にはならないということでございます。

他方、認定の失効、これは聴聞取り消しという形をとるか、あるいは付款のようなもので解除条件を付して、それを覆滅させるかということは、違いはございますけれども、連系枠への影響としては、特定供給者としての地位が失われるということになって、系統連系枠を解除させるという、そういう意味で言うと、系統の枠が空く効果というのが、何がしか起きてくる。こちらの方が処理しやすいというメリットがあるように思っております。

これにつきましては、ご議論をいただければということでございます。

それから、13ページでございますが、その一定の期間というのをどれぐらいとるのかという問題でございます。報告聴取のデータから、認定からいつまでに土地及び設備を確保したかという情報を整理してございますので、そういう意味でいうと、土地及び設備の確保ができた案件の中の数字という意味での制約がございましてけれども、約8割の案件というのが確保できたというのが6カ月、約9割で8カ月と、ほぼ100%の案件が確保に至ったのが12カ月ということで、把握をしております。

これにつきましては、6カ月というのを一つの目安としてはどうかというふうに思っております。価格の適正化を図るという観点からは、前年度の価格保持者の市場退出というのは、やはり国民負担に直結しておりますので、できるだけ早目の対応というのが望ましいということがございます。それから、現実に6カ月で約8割の案件というのは、現実に確保しているという実態がございまして。

他方、電力会社との関係で、系統設備の大幅な増強が必要な場合というのがやはりございます。認定後に行われる電力会社との連系協議、これは基本的には接続の義務というのが、再生可能エネルギー特別措置法上発生するためには、特定供給者としての身分を申込者が保持していなくてはならないというのが原則でございまして、そうなりますと、それに先行して当然認定が行われていないといけないわけですね。

したがって、通常、その実務といたしましては、認定があつて、その後、その連系協議に入ると、正式な連系協議に入るといふものがあるわけなのですけれども、そのときに、そこで特に上位系統等の工事が必要になるというようなことで、具体的な工事費の負担金の明細を算定し、

あるいは、特に大規模な改修が必要となるようなものには、その設計・見積りに時間を要するというのが、実務的にはどうしても発生してくるということでございます。

逆に、こういう連系承諾の内容が確定しないと、通常、資金調達ができない、スペックがなかなか固まらないということございまして、したがって、そのための次の行動に移れないということがあるのだろうというふうに思っております。

したがって、こういう案件につきましては、6カ月というのを本当に杓子定規に全ての案件に適用するのではなくて、何らかの配慮を恣意的な運用ではなく、しっかり外形的な標準を立てて行う必要があると思うのですけれども、こういった接続問題の解消に積極的に臨んでいるようなケースにつきましては、一定の配慮をすべきではないかということについて、ご議論をいただければというふうに思っております。

それから、14ページでございますが、取扱いをどの範囲でやるのかということでございます。出力ベースで見まして、今、いわゆる非住宅用の太陽光を例えば念頭に置きますと、10キロワットで区分が分かれておりますけれども、実際問題としては、50キロワット未満の申請といたしますか、低圧連系になるんですけれども、これについては、電子申請でその処理をしております、件数が膨大であると。下の表を見ていただきますと、認定件数自体で70万件ぐらいございます。これについて、一定の期日後において、土地及び設備の確保に対するチェックを正確に行うというのは、実務的に非常に困難であるということが実態でございます。

実際問題、運転開始率も比較的高い、件数ベースで見ると70%程度あるということございまして、ここまで対象にするということになりますと、相当、やはりまた実務的な課題に、別途、対応する必要が出てくるのかなというふうには思っております。

それから、太陽光だけでいいのかという問題がございます。もともとの発端は、太陽光につきましては、年度ごとにパネルの価格低下が見込まれるにも関わらず、認定後速やかに運転開始しない設備があるという問題が起こっているということで、太陽光以外につきましては、今のところ価格は安定的に推移をしており、いずれにしてもデータの集積がないということで、適用範囲については太陽光に限定して考えるべきではないかと一つ考えてございます。

したがって、50キロワット以上の太陽光発電設備に限った措置として、土地及び設備の確保まで一定の期間を設けるとすることにするということの、ある種の合理性をご議論いただければというふうに思っております。

それから、15ページ。ややまとめになりますけれども、全体を総括的に言いますと、50キロワット以上の太陽光発電設備の認定に当たりましては、土地及び設備の確保が相当程度確実に見込まれるということで、今は、認定のときは、土地及び設備の確保を耳を揃えて完全にやってくだ

さいというところまでは言わないで、見込みでやるということで、従来どおり、その地権者の証明書、あるいは型式の特定等でこれを確認をした上で、当初の見込みでやるということですね。その上で、6カ月以内に土地及び設備を確保できない場合は失効という、そういった解除条件を加えることで認定を行うという実務でどうだろうかということで、これはやや確認的に書かせていただいておりますけれども、ご議論いただければと思っております。

それから、例外的に一定期間の延長ということで、先ほど申し上げたような、連系承諾までに通常よりも長期間、例えば3カ月というような日数がかかるような案件に対しては特別の配慮ということ。それから、例えば被災地域のようなものですね、そういった案件についても、例外扱いというのがあり得るのかなというふうに思っております。

いずれにしても、例外的に配慮する案件につきましては、ある程度統一に対応する必要があるかと思っておりますし、それから、系統連系枠との関係というのをきちんと処理するという意味で、認定が失効したような場合につきましては、系統連系枠を解除することにつきましては、その接続契約に明記をした上で、例えばこの契約条件をのまない場合には、接続契約の申し込みに対して拒否を認めるといった、そういった運用により対応を統一すること、あわせてやってはどうかということを考えてございます。

それから、16ページでございますが、先ほど申し上げたように、仮に50キロワットということで切るとことにしますと、意図的に小規模な設備に分割して、複数の連系案件として接続協議に臨もうとするケースというのが増えるのではないかと懸念がございまして。現に、これはあるということで、ご指摘もいただいていると。本来は、大きなものを小規模に分割することによって、基本的には低圧になりますと一部規制が緩くなるというようなこともございまして、メリットがあるということだと思っておりますけれども、他方、事業者間の不公平でございまして、あるいは電柱をたくさん立てなきゃいけないとか、そういう、全く社会的に意味のない設備投資を余儀なくされるというようなことで、それが、何がしかの対応がやはり必要なんではないかということでございまして。事実上、連続した事業地で、同時期に開発されるような小規模案件につきましては、同一の大規模案件として認定を行うということにしてはどうかということで、実務を変えたいと思っておりますが、これについてもご議論があればお願いいたします。

それから、17ページ。土地の認定方法、かなり細かい論点でございまして、土地は、やはり非常にトラブルが多いというのが、認定の実務の現場においては、非常に実感としてあるということでございまして。特に共有地で、共有者間で争いがあるケースというのがございまして、これにつきましては、やはり認定の申請の時点で当該土地に関する権利関係、それから、全ての地権者の同意というのを完全に書面で確認するという、もちろんそれが真正かどうかというよう

なこともあるのですけれども、そこまで疑い始めると切りがないということもございますので、それは少なくとも同意というレベルまではあるんだということを確認できるようなことは、ひとつ徹底をしたいというふうに思っております。

それから、もう一つは、地権者が複数の事業者に同意書を出されるということがままございまして、これは、地権者によって複数の同意書が発行されている場合の取扱いというのは、今はある意味基準がございません。したがって、地権者が複数の事業者に同意書を出したことが確認された場合は、その時点で双方に対して認定を与えないという運用にしたいと考えております。例えば、先に同意書をももらった人との関係で、もう例えば与えてしまっているような場合は、恐らくこれは後から出てきた案件について、認定をしないというような運用になると思いますけれども、少なくとも両方同時にそういった案件が出てきたような場合には、認定を与えないというような実務で問題ないかどうか。私どもとしては、こういうふうに運用したいというふうに考えてございますけれども、こういったテーマも含めて、お気づきの点等ございましたら、ご議論賜ればと思っております。

以上でございます。

#### ○山地座長

ご説明ありがとうございました。

それでは、今から自由討議ということで、ネームプレートをいつものように立てていただければ。

岩船委員からどうぞ。

#### ○岩船委員

退出しなければならぬので、最初に言わせていただきます。

まず、適用価格の変更とするか認定の失効とするか、ここで大事なのは、系統連系枠を塞がないということだと思いますので、認定の失効の方に賛同いたします。

あとは、期間に関しては、6カ月はちょっと厳しい気もしたんですけども、きちんとほかのいろんな問題に関して配慮もするというのであれば、十分かと思いました。

適用範囲に関してですけれども、14ページを見ましても、出力ベースでの運転開始率は、実は43%と結構低いと思いますし、ここは大変だとは思うんですけども、切らないで、電子的に処理できる範囲というのは難しいとは思うんですけども、なるべくここには下限を設けなくて、制度を適用していただきたいなと思いました。

もし下限を設けない、50キロワット以上としないのであれば、16ページのような低圧分割の問題も、ある程度避けられるのではないかなと思いました。以上です。

○山地座長

ありがとうございました。

他にご意見おありの方は、ネームプレートを立てていただければと思います、いかがでしょうか。

この件についても、できるだけ委員の意見の分布は確認しておきたいので、できるだけご発言、お願いします。

松村委員、お願いします。

○松村委員

全ての点において、事務局の提案で良いと思います。

認定の失効に関しても、今、岩船委員がご指摘になった通りで、支持します。

50キロワット未満のところは、私も少し心配はしているのですが、一方で、これから厳格に始めるときに、全部に広げると手が回らないという面もあると思っています。ただ、ここについては、仮にここで切るとしても、きちんとウォッチして行って、その結果として不良なものが50キロワット未満のところ集中することが将来起これば、直ちに対象を広げるというような柔軟性も必要だと思います。あくまで今回50キロワット以上にするとしたとしても、これが未来永劫そうなのではなくて、状況の悪化が確認されれば、直ちに拡大する準備はしておく必要はあると思います。

それから、土地の件。ちょっと細かくて申し訳ないのですが、所有者の同意を確認するのは実にもっともで、反対する理由は何一つないのですが、ただ、一方で、例えば複雑な相続等を繰り返した結果として、誰が所有者なのか分からないとかという、そういう類いの土地を、しかし有効に利用したいというのは、規制改革の文脈で、しばしば話題になるものです。今回のこの措置によってさらに土地の使い勝手が悪くなって、大きな弊害になるとは思わない、極めてもっともな対応だと思うのですが、潜在的にはそういう問題があるということは、頭の片隅に置いていただいて、大きな問題が出てきたときに、少し柔軟に対応していただければと思います。

以上です。

○山地座長

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

私も、事務局の案で基本的に問題ないのではないかと思います。

6カ月は、ちょっと短いと思うのですがけれども、例外的に延ばせる制度があればいいと思います。また、認定の失効ということで、基本的に対応するということがよいと思います。

適用範囲については、今回の案で、現状を考えるとやむを得ないのではないかと思います。

この低圧分割については、本当は何らかの規制をしないといけないのではないかと思いますけれども、今回の案ですぐにということではないと思いますので、いずれ新たに論点とするべきだというふうに思います。

以上です。

○山地座長

では、馬場委員、大橋委員にも一言ずつでも、お願いいたします。

馬場委員から。

○馬場委員

私も、基本的には事務局の案でいいのではないかなと思っております。

ただ、ちょっと、やはり6カ月というところを、きちっと、やはり説明をされないと、少し何か言われるかなと。8割で本当に大丈夫なのかということで。頑張ればそれぐらいでも、9割ぐらいいくかもしれないというようなこともあるのかもしれませんが、そのところの説明を、ちょっと丁寧にやっていただければいいのかなと思います。

それから、運転開始率のところ、やはり50パーセント未満というのもあって、やはり、これ低圧分割とかの影響なのかどうか分からないのですが、ただ、やはり実務を考えると、これは全部50キロワット未満もやるのは難しいのだろうなということで、松村委員がおっしゃるように、何か変な動きがあったら、それに対して対応できるような対策をとっていただけるような形にさせていただくのがいいのかなと思います。

それから、低圧分割の対策というのは、これは何らかのやはり規制は絶対に必要かなと思いますが、なかなか、私自身、法律の専門家でも何でもないので、どうやってこれを運用していくのかということ、ちょっと懸念はあるんですけども、その辺のところはうまくやっていただきたいなと思っています。

以上です。

○山地座長

大橋委員、お願いします。

○大橋委員

おおむね異論はなくて、従来よりも若干厳し目に運用するというのがご提案なんだろうというふうに思っています。

細かいところ、2点あるのですが、まずは、14ページ目のところの適用範囲のところなのですが、これは、今回、太陽光について議論をされていて、太陽光以外についてはデータの集

積がないということなのですからけれども、ここはぜひ、データを集められるようなことを始められたらいいのではないかなというふうに思います。それが直接どうこうという話ではないかもしれませんが、今後、いろんな形で再生可能エネルギーの普及を考えていく際にも、データがないと議論の出発点にもならないのではないかと思います。そこのあたり、ぜひ、事務的に大変かもしれませんが、されたらいかがかというふうに思いました。

低圧分割については、これは、意図的に低圧に分割するというのであれば、制度の穴を突いているということなので、きちっと厳格に見ていくというのは重要なのだらうと思います。ただ、これは、具体的な事例、多分いろいろあり得るかなと思っていて、その低圧分割が正当なケースというもの、もしかすると理論的にはあり得るかもしれない、つまり低圧分割が正当というか、大規模な土地で所有者が異なる、それで実際に全く違う運用の結果として低圧になっているというものも場合によってはあるかもしれないというふうな、逆の意味でもあるのかなと思ってます。ここのあたり、16ページ目には、連続した事業地で同時期に開発されるような、と書いてあるので、そこのあたりもきちっとご覧になれるんだと思いますけれども、ある意味、制度の穴を突いてくるようなものについては、防いでいくという姿勢はよろしいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

#### ○山地座長

ありがとうございました。

一通り委員のご意見を伺いましたが、おおむね事務局案に賛成。ただ、50キロワット未満のところも適用したいのだけれども、現実には難しかろうというご判断ですね。

それから、低圧分割の件は、この認定制度の問題ということもあるけれども、それ以前に社会的非効率とか、そういう問題もあるので、別途、対応も必要ということかと思えます。

それでは、オブザーバーの方からご発言をお受けいたします。

まず、日本風力発電協会の塚協様、それから、太陽光発電協会の鈴木様の方に行きたいと思えます。

#### ○塚協オブザーバー

資料のとおりで、大体私どもの方も、よろしいのではないかと思います。ちょっと二、三点ございます。系統連系枠の空押さえを避けるために、認定の失効でぜひお願いしたいとは思っておりますが、認定の失効をしても、電力会社と我々、具体的にもう協会としても協議をしておるんですけれども、認定の失効をただけでは、連系の申し込み自体はまだ生きているということで、認定を受けた主体からの取り下げ行為がない限り、空枠というんですかね、系統はそのまま

押さえられていますということが、今の電力会社のご認識であります。したがって、設備認定が失効した時点で、それはもう連系の権利もなくなるんですよという形の、何かご指導をしていただいた方がよろしいのではないかなと。そうでないと、認定を失効させる意味もなくなりますので、というのが1点でございます。

それから、もう1点は、これは太陽光だけでいいのかという話はございますけれども、我々の風力発電協会としても、別に太陽光発電をやっておられる方と戦っているわけではないので、例えば考え方として、アセス対象事業で、アセスに入っているような案件というのは、何年もかかって何億円もの金をかけてやっているわけなんで、それが空押さえなんていうことはあり得ないので別として、アセス対象でない事業については、同じように、ある程度の期限を設けてやられたらどうかというふうに考えております。

そこで、最後の小口の分割の話なんですけれども、これはもう、社会正義の意味からも絶対に許容しちゃいかんと、我々の協会は思っております。なぜならば、我々は、7,500キロワット以上の風力発電所というのは全てアセスの対象で、3年も4年も5年もかけてやっておるんです。これ、もし悪知恵を働かせて、3万キロの発電所を5,000キロの発電所6つに分けて連系をしますというようなことが許容されるのかという話なんです。協会としてはそういう脱法行為のようなものはやるべきではないと考えていますし、そんなことはやはり許しちゃいかんことです。エネルギー政策としても恥ずかしいことだと思いますし、真面目にエネルギーしている人たちを愚弄しているような話だと思うので、このあたりはきちっと決めていただきたいと思います。

以上です。

○山地座長

ありがとうございました。

それでは、鈴木様、お願いします。

○鈴木オブザーバー

ありがとうございます。

オブザーバーの立場でございますので、意見というよりも、所感に近いかもしれませんが、おおむねご提案いただいている内容については、そのとおりに思っておりますし、理解を申し上げます。

ただ、1点、6カ月という一定期間の件だけに、ちょっと所感を申し上げますと、正直、業界としては、非常に厳しいなという意見が多数を占めております。もちろん、きちんとやる気がある、実体がある事業者という大前提でございますけれども、その中でも、そういう意見がかなり多数を占めております。

その理由としまして、次年度の買取価格がある程度わかっているならばそれはいいんですけども、現段階では、買取価格は毎年見直しですので、それに対する予見性が全くないという前提の中で、やはり、場合によっては6カ月で本当に土地が確保、決定できるかどうかという点と、もしできなかった場合の買取価格の予見性という2つの大きな点で、どちらかというところ、前回申し上げましたが、出口より入口のところ、やらない方がいいんじゃないかという予見性が拡大してしまうと、事業者側ですね。そういう意味で、非常に厳しいな。そういう意味での、入口のところでのモチベーションの影響は必至というふうに聞いております。ただ、その程度がどれぐらいになるかというのは、私どもも分かりません。今の段階では、定性的な影響としか申し上げられません。

そういう意味で、100%自己責任という点では、当然なんですけど、その価格の問題のところが一番ネックになるというふうに思います。

そういう意味でも、先ほどからお話ありました、連系承諾までのロスタイムのところを含めて、例外措置のところについては、ぜひ、改めてご配慮をいただきたいと申し上げたいと思います。

以上でございます。

○山地座長

ありがとうございました。

じゃ、佐藤委員、どうぞ、また。

○佐藤委員

言い忘れたこと、一つ、申しわけございません。

低圧分割についてなんですけれども、私は、この機会に、きちんと規制してもいいのではないかと、思います。低圧分割は脱法行為ですから、脱法行為を規制するのに新しい法律は要らないと思うんですね。低圧分割は、法律に定める維持管理を免れることを目的とした脱法行為ですので、低圧分割が明らかになった場合は取り消すということを明確にし、低圧分割を疑う事案の申請があった場合には、電力会社から通報してもらって、それで実態調査をして取り消した方がいいと思います。制度の安全性・信頼性は大切だと思います。

以上です。

○山地座長

ありがとうございました。

一通り意見をお伺いしました。

事務局から、何かこの場でご対応、ご発言できるところはございますでしょうか。

○木村省エネルギー・新エネルギー部長

どうもありがとうございます。

本日いただいた意見を参考にしながら、私どもとしても、さらに実務を詰めてまいりたいというふうに思っております。

1点だけ、電力会社との関係で、空枠押さえをというご指摘がございまして、実際の現状の運用と、将来に向けてということで、ちょっと、とりあえずそれは分けて考えなくちゃいけないと思うんですけども、現状についても、そこはしっかり、私ども、ご協議させていただいて、どのようにやっていくかというのは、電力会社ともそこはちょっと緊密にご相談をさせていただきたいというふうに思っておりますし、それから、少なくとも将来に向けては、先ほどもちょっとご説明したかもしれませんが、失効した場合というのは、基本的にその系統との関係で、その特定供給者の身分を失った場合というのは、基本的にそれによる具体的な契約というのは解除できるというようなことを、例えば条項に盛り込むというようなことを、例えば実務としてやっていただいた上で、それに相手方が応じることがないということがないように、それは認定要件のところ、例えば手当するといったようなことで担保を図りたいとは思っております、何がしか、いずれにしても、実態を改善してまいりたいというふうに思っております。

とりあえず、以上でございます。

○村上新エネルギー対策課長

岩船委員には、出掛けにお話をさせていただきましたが、50キロワット未満、お話出ていると思うのですが、これ、契約書の実態の実物を確認するとか、移転の場合は登記の移転を、実際に本当に確認をするという作業が必要になりまして、ちょっと50万件は、どうやっても実務が回らないというのが実態でございますので、そこは、今後の宿題として、何かその点を電子的に今後何か確認する方法はないかとか、そういうことは引き続きご指摘いただいたということで、追求したいと思っておりますけれども、ちょっとここは、お許しをいただければというお話をさせていただきました。

あと、大変技術的ですが、低圧分割した場合、所有者を全部あらかじめ分けてきたらどうするかという問題がありまして、これは、分けてこられたらこのルールだと防げないので、現状は同一の所有者で連続する土地で分けているケースを念頭に置いてございます。ただ、実際に悪用されている方のほとんどは、まず、自分の名義で全部取って、それを分割して分譲するという形でやっていたらいいと思いますので、認定がない状態で分割で売れるかということ、多分、商売上そこは売れないと思いますので、とりあえず、まずはその辺で様子を見るのかなと思っております。

### 3. 閉会

○山地座長

ありがとうございました。

鈴木様、立っていますけれども、ご発言、よろしいですか。

そうしましたら、大体、本日の議題2つについては、ご意見いただきました。

以上で、ご発言、ご希望はよろしゅうございますか。

前半の回避可能費用の取扱いについても、また、後半の認定制度のあり方についても、大体、意見の大方の一致がある程度見えてきたかなと思っております。どうも、大変ありがとうございました。

本日の議論を踏まえて、最終的な取りまとめ方については、事務局と相談してまいりたいと思っております。

次回ワーキンググループの開催日程などにつきましては、事務局から、また別途、お知らせしたいということでございます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の買取制度運用ワーキンググループを閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

——了——